

2025 年度サステナブルツーリズムの国際基準等取得に係るセミナー等開催事業 委託業務に係る企画提案募集実施要領

この要領は、愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会（以下「協議会」という。）が 2025 年度サステナブルツーリズムの国際基準等取得に係るセミナー等開催事業委託業務を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

近年注目されるサステナブルツーリズムやアドベンチャートラベル（以下「サステナブルツーリズム等」という。）は、世界的な関心や意識が高まっているほか、インバウンド観光客や海外エージェントが今後の訪日旅行において重視し、大きな誘引要因となることから、サステナブルツーリズム等を取り入れた観光地づくりや観光コンテンツが今後のインバウンド誘客の重要事項となっている。

そこで、多くのインバウンド観光客の誘客に繋げるため、世界持続可能観光協議会（GSTC）による認証基準や日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）について、意識醸成や理解を深めるためのセミナー開催、ガイド等の人材育成を図るための研修開催、専門家を招請した視察・助言を実施することにより、地域に即したサステナブルツーリズム等の環境整備とサービスの提供を目指すものである。

2 業務内容等

（1）業務名

2025 年度サステナブルツーリズムの国際基準等取得に係るセミナー等開催事業
委託業務

（2）実施期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 27 日（金）まで

（3）業務の内容

別紙「業務仕様書」のとおり

（4）委託料の上限額

5,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 企画提案の応募資格・条件

本企画提案に参加しようとする者（以下「提案者」という。）は、以下の資格要件を全て満たす者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定（一般競争入札参加者の資格）のいずれにも該当しない者であること。
- （2）国又は地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- （3）銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- （4）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て及び会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

4 スケジュール（予定）

本募集等に係るスケジュールは次のとおり。

内 容	日 付	対応様式	提出方法
企画提案募集開始	5月23日（金）	—	—
参加表明書提出期限	6月4日（水）	様式1, 2	メール
質問書提出期限	6月4日（水）	様式4	メール
企画提案書提出期限	6月13日（金）	様式5, 6, 7	郵送、 メール又は持参
審査	6月中旬	—	

※上記スケジュールを変更する場合には、提案者に対して連絡を行う。

※各日において、受付時間は執務時間中（月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで）とする。

5 応募書類

(1) 参加表明書の提出

提出期限 令和7年6月4日（水）午後5時まで

① 参加表明書（様式1） 正本1部

② 誓約書（様式2） 正本1部

- ・様式を用いて電子メールにより提出すること（付属する会社等の概要は様式任意）。また、送信後、電話にて着信確認を行うこと。
- ・電子メールの件名は、「参加表明（2025 年度サステナブルツーリズム事業）」とすること。

※参加表明書提出後に参加を取り下げの場合は、令和7年6月13日（金）17時までに参加辞退届（様式3）を電子メールにより提出すること。また、送信後、電話にて着信確認を行うこと。

(2) 質問書について

提出期限 令和7年6月4日（水）午後5時まで

① 質問書（様式4）

- ・様式を用いて電子メールにより提出すること。また、送信後、電話にて着信確認を行うこと。
- ・電子メールの件名は、「質問（2025 年度サステナブルツーリズム事業）」とすること。
- ・電話や口頭、受付期間外の質問は一切受け付けない。
- ・質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、参加表明書を提出した全ての者に電子メールで送信する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

(3) 企画提案書の提出

提出期限 令和7年6月13日(金) 午後5時まで

① 企画提案書表紙(様式5) 正本1部(押印)

② 企画書(様式任意) 6部(うち正本1部)

- ・形式: 原則としてA4判、横書きとする。着色・両面印刷可。

- 用紙の向きは、横向きでも縦向きでも可。

- 図表等は必要に応じA3判の折り込みも可とする。

- ・内容: 総括(全体構成、企画コンセプト等)、セミナー及び研修案、業務実施体制、スケジュールは必ず記載すること。

③ 経費見積書(様式任意) 6部(うち正本1部)

- ・見積りに係る経費内訳を記載すること。

④ 事業の統括責任者・従事予定者一覧表(様式6) 6部(うち正本1部)

- ・本事業にあたって十分な経験を有する者を統括責任者とする。

- ・参考となる履歴、資格等がある場合はその旨を記載すること。

⑤ 業務実績表(様式7) 6部(うち正本1部)

- ・委託業務と類似の事業の受注実績(10件以内)について、業務名、委託者名、契約金額、実施年度、業務の概要を記載すること。

※上記②～⑤の書類について、紙媒体で提出する場合のみ6部(うち正本1部)とし、メールで提出する場合は正本のみで可。

(4) 提出方法

郵送、メール又は持参(締切日必着)により提出すること。

(5) 提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会

事務局: 愛媛県 観光スポーツ文化局 観光交流局 観光国際課(担当: 末廣)

E-mail: kankoukokusai@pref.ehime.lg.jp

TEL: 089-912-2311

(6) 留意事項

- ・企画提案に要する費用は、提案者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。書類は提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- ・企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、協議会から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。
- ・企画提案内容に含まれる特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- ・契約書の言語は日本語とする。
- ・その他、不慮の事由により、スケジュール等を変更する場合がある。

6 委託先の選定

(1) 選定方法等

企画提案の評価については、提出された企画提案書をもとに審査を行う。(プレゼ

ンテーションは実施しない。)

(2) 審査基準

次に掲げる項目を総合的に評価して行う。

審査項目	内 容
提案内容の優良性	・事業の目的を十分に理解し、仕様書の記載内容がしっかりと反映されているか。 ・提案内容は、具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れているか。 ・地域におけるサステナブルツーリズムの国際基準等取得に係る意識醸成や理解を深める内容となっているか。 ・地域におけるサステナブルツーリズムの国際基準等取得に向けた継続的な支援体制やガイド等の人材育成が図られる内容となっているか。
業務遂行の安定性	・業務遂行の実施体制は適切か。 ・業務工程ごとのスケジュールは適切か。 ・業務を遂行するために必要十分な知識・知見、類似事業の受託実績等を有し、活用されているか。
経済性	・業務目的、内容に即した適切な経費が計上されているか。 ・経費内訳は明確かつ適切に記載されているか。

(3) 審査結果

- ・審査対象となったすべての提案者に対し、審査結果を通知する。
- ・審査内容については公表しない。審査結果についての異議申し立ても認めない。

(4) 提案者が1者の場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても企画提案等の審査を行い、審査の結果において評価得点が総評価得点の6割以上であるときは、当該提案者と本委託業務の契約の手続きを行うものとする。

7 欠格事項

提案者が次のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

- ・民法（明治29年法律第89条）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- ・審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・本募集要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ・同一の提案者が2つ以上の提案書を提出した場合
- ・発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- ・その他不正な行為があった場合

8 委託契約

(1) 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、協議会と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、協議会が定

めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、書類審査において次点となったものを最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）の規定に準じることとする。

9 問い合わせ先

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会

事務局：愛媛県 観光スポーツ文化部 観光交流局 観光国際課（担当：末廣）

T E L : 089-912-2311

E-mail : kankoukokusai@pref.ehime.lg.jp